

# 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領

制定 平成 30 年 4 月 1 日 建建防第 4091 号（副市長決裁）  
最近改正 令和 2 年 4 月 1 日 建建防第 4519 号（局長決裁）

## （通則）

第 1 条 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業制度要綱（以下「要綱」という。）に基づく事業の補助金の交付に関して必要な事項は、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## （定義）

第 2 条 この要領における用語の意義は、要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

### （1）多数利用建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 号に掲げる建築物をいう。

### （2）重要道路沿道建築物

法第 14 条第 3 号に掲げる建築物をいう。

### （3）住宅

一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅のうち、住居の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の過半であるもの（木造建築物を除く）をいう。

### （4）マンション

建築基準法第 2 条第 1 項第 9 の 2 号に定める耐火建築物又は同項第 9 の 3 号に定める準耐火建築物であって、共同住宅の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の過半であるもののうち、延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として 3 以上のものをいう。

### （5）非住宅建築物

特定建築物のうち、住宅及び木造建築物を除くものをいう。

### （6）非木造建築物

特定建築物のうち、木造建築物を除くものをいう。

### （7）補助対象床面積

この事業における補助金の額の算出に用いる建築物の延べ面積から次に掲げる部分の床面積を除いた床面積（小数点第 3 位以下切り捨てとする。）をいう。

ア 法施行令（平成 7 年政令第 429 号）第 3 条に規定する耐震不明建築物の要件に該当しない部分がある場合はその部分

イ 補助金の額の算出に用いることが適切でないと市長が認める部分

## （補助金の額）

第 3 条 耐震診断に係る補助金の額は、当該年度の予算の範囲内において、次の各号に掲げる額のうち、最も低い額を限度とする（1,000 円未満は切り捨てるものとする。）。

### （1）耐震診断に要する費用に次の表に掲げる建築物の種類に応じた補助率を乗じた額

建築物の種類	補助率
要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物	6分の5
多数利用建築物又は重要道路沿道建築物	3分の2

(2) 次の表に掲げる補助対象床面積に応じて算出された事業費限度額に前号の表に掲げる建築物の種類に応じた補助率を乗じた額。ただし、国土交通省が示す耐震診断・耐震改修に係る設計等の業務報酬基準に規定された標準業務に含まれない業務の費用を要する場合は、当該事業費限度額に157万円を限度として加算することができる。

補助対象床面積	事業費限度額(円)
1,000㎡以内の部分	3,670×a
1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分	1,570×a
2,000㎡を超える部分	1,050×a
この表において、aは補助対象床面積を表す。(単位 ㎡)	

(3) 360万円(多数利用建築物又は重要道路沿道建築物に限る。)

2 改修設計に係る補助金の額は、当該年度の予算の範囲内において、次の各号に掲げる額のうち、最も低い額を限度とする(1,000円未満は切り捨てるものとする。)

(1) 改修設計に要する費用(耐震判定委員会等の評価取得に要する費用等を含む。)に3分の2を乗じた額

(2) 補助限度額360万円(木造建築物の場合は20万円)

3 耐震改修に係る補助金の額は、当該年度の予算の範囲内において、次の各号に掲げる額のうち、最も低い額を限度とする。

(1) 次に掲げるもののうち、最も低い額及び工事監理に要する費用にそれぞれ3分の2を乗じ1,000円未満を切り捨てた額を合計した額

ア 耐震改修工事に要する費用に3分の1(要安全確認計画記載建築物又は重要道路沿道建築物については3分の2)を乗じ1,000円未満を切り捨てた額

イ 次の表に掲げる建築物分類に応じて算出された事業費限度額に3分の1(要安全確認計画記載建築物又は重要道路沿道建築物については3分の2)を乗じ1,000円未満を切り捨てた額

建築物分類	事業費限度額(円)	
	一般的な工法の場合	免震工法等特殊な工法の場合
木造建築物	2,700,000	
住宅	34,100×a	
マンション	50,200(又は55,200 <sup>*</sup> )×a	83,800×a
非住宅建築物	51,200(又は56,300 <sup>*</sup> )×a	83,800×a
この表において、aは補助対象床面積を表す。(単位 ㎡)		
※の金額は構造耐震指標Is値が0.3未満の建築物の場合を表す。		

(2) 次の表に掲げる補助対象床面積に応じた補助限度額

補助対象床面積	補助限度額(円)
5,000㎡未満	20,000,000
5,000㎡以上10,000㎡未満	35,000,000
10,000㎡以上	50,000,000

4 段階改修に係る補助金の額は、当該年度の予算の範囲内において、次の各号に掲げる額のうち最も低い額を限度とする。

(1) 次に掲げるもののうち、最も低い額及び工事監理に要する費用にそれぞれ3分の2を乗じ1,000円未満を切り捨てた額を合計した額

ア 段階改修の1回の工事に要する費用に3分の1(要安全確認計画記載建築物又は重要道路沿道建築物については3分の2)を乗じ1,000円未満を切り捨てた額

イ 次の表に掲げる建築物分類に応じて算出された事業費限度額に3分の1(要安全確認計画記載建築物又は重要道路沿道建築物については3分の2)を乗じ1,000円未満を切り捨てた額

建築物分類	事業費限度額(円)				左の額から第1回改修費又は事業費限度額の低い方を差し引いた額
	第1回		第2回		
	一般的な工法の場合	免震工法等 特殊な工法の場合	一般的な工法の場合	免震工法等 特殊な工法の場合	
木造建築物	1,350,000		2,700,000		
住宅	17,050×a		34,100×a		
マンション	25,100×a	41,900×a	50,200×a	83,800×a	
非住宅建築物	25,600×a	41,900×a	51,200×a	83,800×a	

この表において、aは補助対象床面積を表す。(単位 m<sup>2</sup>)

(2) 次の表に掲げる事業の回数及び補助対象床面積に応じた補助限度額

補助対象床面積	補助限度額(円)		左の額から第1回改修で交付された補助額を差し引いた額
	第1回	第2回	
5,000 m <sup>2</sup> 未満	10,000,000	20,000,000	
5,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満	17,500,000	35,000,000	
10,000 m <sup>2</sup> 以上	25,000,000	50,000,000	

5 除却に係る補助金の額は、当該年度の予算の範囲内において、次の各号に掲げる額のうち、最も低い額を限度とする(1,000円未満は切り捨てるものとする。)

(1) 除却に要する費用に3分の2を乗じた額

(2) 次の表に掲げる建築物の構造に応じた事業費限度額に3分の2を乗じた額

建築物の構造	事業費限度額(円)
木造建築物	13,500×a
非木造建築物	29,000×a

この表において、aは補助対象床面積を表す。(単位 m<sup>2</sup>)

(3) 次の表に掲げる補助対象床面積に応じた補助限度額

補助対象床面積	補助限度額(円)
2,500 m <sup>2</sup> 未満	10,000,000
2,500 m <sup>2</sup> 以上	20,000,000

6 前各項の補助金の額を算出する場合の各事業に要する費用は、次の各号の費用を除いた額とする。

(1) 消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)

(2) 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構(以下「公共団体」という。)が所有する部分がある場合には、公共団体が負担する費用(当該費用を管理組合の修繕積立金等から支出する場合は、当該公共団体の修繕積立金等の根拠割合に応じて当該公共団体が負担する費用。)

(3) その他市長が算入することが適切でないとする費用

7 第1項から第5項までの補助金の額の算出において、公共団体が所有する部分がある場合における、事業費限度額及び補助限度額は、第1項から第5項までの規定により算出された各事業費限度額及び補助限度額に次の按分割合を乗じた額とする。

按分割合 = (事業に要する費用 - 公共団体が負担する費用) / 事業に要する費用

(補助金交付の申請)

第4条 申請者は、補助対象事業の契約前に、補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 現状の建築物の外観が2面以上確認できる書類
- (2) 建築物の案内図、配置図、平面図、立面図及び構造図
- (3) 建築物の高さ、建築物から前面道路の境界線までの距離及び前面道路の幅員がわかる図面(要安全確認計画記載建築物又は重要道路沿道建築物に限る。)
- (4) 建築物の登記事項証明書(原則として申請を行う日から3箇月以内に発行されたもので、区分所有等により当該建築物に専有部分の家屋番号が複数ある場合は、その全ての登記事項証明書。次号の管理組合の総会の議決を得たことを証する書類を提出する場合は、複数ある家屋番号のうち1以上の登記事項証明書)
- (5) 建築物の所有権を有する者が複数いる場合、申請を除く他の所有者全員が当該事業の申請に同意したことを証する書類又は所有権を有する全ての者が所属する管理組合の総会の議決を得たことを証する書類の写し
- (6) 申請を行う事業に係る第23条の規定による入札又は見積書の徴収の結果が分かる書類又は当該見積書の写し
- (7) 前号の入札又は見積書を提出した事業者が補助対象事業を行うことができることを確認できる書類の写し
- (8) 建築物の耐震診断の結果が確認できる書類(補助対象事業が耐震診断の場合を除く)
- (9) 補助対象事業が耐震改修又は段階改修の場合は、次に掲げる書類
  - ア 次に掲げる書類のうち、いずれか1部
    - (ア) 当該改修工事に係る改修設計の耐震判定委員会等による評価書の写し
    - (イ) 当該改修工事に係る法第17条第3項の規定に基づく認定を受けたことを確認できる書類の写し
    - (ウ) 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認済証又は同法第86条の8第1項の規定に基づく認定を受けたことが確認できる書類の写し
  - イ 耐震改修の内容が確認できる書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

3 前項に掲げる書類のうち、市長が提出の必要がないと認める書類については添付を要しない。

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、事業等の内容が適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(第2号様式)

により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は前項の審査の結果により、事業等の内容が適当と認められないときは、補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の通知を行う際には、必要な条件を付することができる。

#### （全体設計承認の申請）

第6条 補助金の交付を受け、2箇年度以上にわたり事業等を実施しようとする申請者は、第4条に規定する申請を行う前に全体設計承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、当該事業に係る全体設計の承認申請を行い、初年度にまとめて市長の審査を受けなければならない。

- 2 前項の申請書には、第4条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が提出の必要がないと認める書類については添付を要しない。

#### （全体設計承認）

第7条 市長は前条に規定する全体設計承認申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、全体設計の承認又は不承認を決定し、全体設計承認・不承認通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の通知を行う際には、必要な条件を付することができる。
- 3 第1項の規定により全体設計の承認を受けた申請者は、当該承認を受けた事業の耐震改修等に係る費用について、第4条第1項の規定により、申請を行う年度の出来高（当該年度の前年度以前に補助金の額の確定を受けている出来高を除く。）に応じて補助金の交付の申請を行わなければならない。ただし、事業を実施する初年度以降に申請をする場合は、当該年度の初日（年度の初日に国及び市の当該年度予算が成立していない場合には、当該予算の成立日）に行わなければならない。

#### （事業の着手）

第8条 第5条第1項の規定による交付の決定を受けた申請者は、速やかに契約を締結し、耐震改修等に着手するものとし、当該着手後速やかに着手届（第6号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前条第1項に規定する全体設計の承認の通知を受け、2箇年度以上にわたり事業等を行う場合は、前項の規定による提出は当初年度のみ行い、次年度以降は不要とする。

#### （中間検査）

第9条 市長は、補助対象事業が耐震改修、段階改修又は除却の場合において、必要と認める場合は第5条第1項の規定による補助金の交付決定の際に工程を指定し、中間検査を実施することができる。

- 2 工事監理者又は施工者は、前項の規定による中間検査の指定を受けた場合においては、指定された工程の工事が完了する日の14日前までに現場検査日について市長と協議を行い、現場検査日までに工事監理（施工）状況報告書（第7号様式）に必要書類を添えて提出するものとする。
- 3 市長は、現場検査及び工事監理（施工）状況報告書等により設計図書どおりに工事が行われていることを確認できない場合には、工事監理者又は施工者に対し報告等を求めることができる。
- 4 工事監理者又は施工者は、市長が建築物の工事に使用したコンクリート、鉄材その他材料の品質、強度等の品質証明書、材料試験の成績表又は施工写真等を求めた場合、これらの提出を行うものとする。

(完了検査)

- 第 10 条 申請者は、第 5 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定を受けた耐震改修又は段階改修が完了する日の 7 日前までに、完了検査申請書（第 8 号様式）を提出するものとする。
- 2 工事監理者又は施工者は、完了検査日までに工事監理（施工）状況報告書に必要書類を添えて提出するものとする。
  - 3 市長は、現場検査及び工事監理（施工）状況報告書等により、工事が適切に完了されていないと認められた場合には、工事監理者又は施工者に対し報告等を求めることができる。
  - 4 工事監理者又は施工者は、市長が建築物の工事に使用したコンクリート、鋼材その他材料の品質、強度等の品質証明書及び材料試験の成績表を求めた場合には提出を行うものとする。
  - 5 市長は、完了検査の結果、工事が適切に完了していると認められた場合は、完了検査済証（第 9 号様式）を交付するものとする。
  - 6 市長は、第 5 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定を受けた除却について、工事が適切に完了されていることを確認するため、必要に応じて現場検査を行うものとする。

(補助金交付決定の変更)

- 第 11 条 申請者は、第 5 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定を受けた事業等について、補助金の額又は申請者が変更となる場合は、速やかに変更内容を市長に報告し、市長が定める期限までに次の各号に掲げる書類を添えて、事業内容変更申請書（第 10 号様式）を市長に提出しなければならない。
- (1) 第 4 条の交付の申請の際に提出した書類のうち、変更となった書類
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の変更を決定し、補助金交付変更決定通知書（第 11 号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、第 1 項に規定する変更以外の軽微な変更により事業等の内容が変更となるときは、速やかに変更内容を市長に報告し、市長が定める期限までに事業内容変更報告書（第 12 号様式）に必要書類を添えて市長に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、事業の完了期日の変更に関しては、延長期間が 1 か月を超えない場合は報告を要しない。

(全体設計承認の変更)

- 第 12 条 申請者は、第 7 条第 1 項の規定による全体設計の承認を受けた事業等（第 5 条第 1 項による補助金の交付の決定を受けたものを除く。）について、補助金の予定額又は申請者が変更となる場合は、速やかに変更内容を市長に報告し、市長が定める期限までに次の各号に掲げる書類を添えて、事業内容変更申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 第 6 条の全体設計の申請の際に提出した書類のうち変更となった書類
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは全体設計の変更を承認し、全体設計変更承認通知書（第 13 号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、第 1 項に規定する変更以外の軽微な変更により事業等の内容が変更となるときは、速やかに変更内容を市長に報告し、市長が定める期限までに事業内容変更報告書に必要書類を添えて市長に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、第 5 条第 1 項による補助金の交付の決定を受けたも

のを除く。

(事業の取下げ)

第 13 条 申請者は、第 5 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を受けた事業等について、申請を取り下げようとするときは交付決定事業取下申請書（第 14 号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定を取り消し、その旨を補助金交付決定取消通知書（第 15 号様式）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、第 7 条第 1 項の規定による全体設計の承認を受けた事業について、第 4 条第 1 項の規定による補助金の交付の申請の前に当該事業の申請を取り下げようとするときは、速やかに全体設計承認事業取下届（第 16 号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(事業の遂行)

第 14 条 申請者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件、その他市長の指示に従って事業等を行わなければならない。

(状況報告)

第 15 条 市長は、補助金の執行に関し、補助金の交付決定の内容及び当該決定に付した条件に従って、事業等を適正に遂行しているかを確認する必要があると認めるときは、当該事業等の遂行の状況に関し、事業実施者から報告を求めることができる。

2 前項の規定による報告書を求められた場合、事業実施者はその内容について市長に報告しなければならない。

(事業の遂行の指示)

第 16 条 市長は、前条第 2 項の規定による報告により、事業等が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業実施者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

2 市長は、事業実施者が前項の規定による指示に従わないときは、申請者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を指示することができる。

(実績報告)

第 17 条 申請者は、第 5 条第 1 項の規定により補助金の交付決定を受けた事業等が完了した日から 30 日以内又は当該事業等が完了した日が属する年度の最終開庁日のいずれか早い日までに、完了実績報告書（第 17 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業等の実施内容が確認できる書類

(2) 事業費に係る耐震診断資格者、工事監理者又は施工者からの領収書の写し、又は事業費に係る支出を証する書類。ただし、完了実績報告書の提出日において支払いが終了していない場合は、請求書の写しを提出し、支払い後に速やかに領収書を提出するものとする。

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 18 条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業等の成果が適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第 18 号様式）により申請者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第 19 条 市長は、第 17 条の規定による報告を受けた場合は、その報告に係る事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を取るべきことを申請者に指示するものとする。

(補助金の請求)

第 20 条 申請者は、第 18 条に掲げる通知があったときは、速やかに補助金交付請求書（第 19 号様式）により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(補助金交付決定又は全体設計承認の取消し)

第 21 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金交付決定取消通知書により取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき
  - (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき
  - (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に対し違反をし、かつ、これらの是正のための市長の指示等に応じないとき
  - (4) 第 17 条第 1 項の規定による期日以内に実績報告書を提出しないとき
  - (5) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
  - (6) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、全体設計の承認を全体設計承認取消通知書（第 20 号様式）により取り消すことができる。
- (1) 虚偽その他不正の行為により申請者となったとき
  - (2) 虚偽その他不正の行為により全体設計の承認を受けたとき
  - (3) 全体設計の承認の内容及びこれに付した条件に対し重大な違反をし、かつ、是正のための市長の指示等に応じないとき
  - (4) 第 9 条又は第 10 条に規定する中間検査又は完了検査の結果、事業等が適切に行われていないと認めるとき
  - (5) 前項の規定により補助金の交付の決定の全部を取り消したとき
  - (6) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき
- 3 前 2 項の規定は、第 18 条の規定による補助金の額の確定があった事業等についても適用する。

(補助金の返還)

第 22 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する補助金について、補助金返還命令書（第 21 号様式）に



より期限を定めてその返還を申請者に命ずることができる。

- (1) 第 13 条第 2 項又は前条第 1 項による補助金の交付決定の取消しを受けた補助金のうち、既に支払いがなされたもの
  - (2) 第 24 条第 1 項の規定による報告に係る消費税額について消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定による仕入れに係る消費税の控除（以下「消費税額控除」という。）を受けること又は受けたことが発覚した場合における、当該消費税額相当分の補助金の全部又は一部
- 2 市長は、国庫補助金の交付を受けて交付した補助金が前項の規定により返還された場合、速やかに当該国庫補助金を国に返還するための措置を講じるものとする。

（入札又は見積書の徴収）

第 23 条 耐震改修等に係る入札又は見積書の徴収は次の各号のとおり行わなければならない。

- (1) 当該事業等に係る費用（補助の対象とならない費用を含む 1 者あたりの支払い金額）が 100 万円以上と見込まれた場合、入札又は見積書の徴収は、市内事業者により行わなければならない。
- (2) 入札は 3 者以上で実施し、見積書は 3 者以上から徴収しなければならない。なお、当該事業に関し所有者が契約を行う事業者については、入札又は見積書の内、最低の価格をもって提出した者とする。
- (3) 令和 3 年 3 月 31 日までに、第 4 条の規定による補助金交付申請書を市長に提出する場合又は第 6 条の規定による全体設計承認申請書を市長に提出する場合には、除却を除き、第 1 号の規定を適用しない。

（消費税の特例）

第 24 条 申請者が、補助対象事業費のうち申請者及び補助金の交付の申請に係る建築物の所有者の負担する費用に係る消費税額の全部または一部について消費税額控除を受けていないことを消費税仕入額控除確認書（第 22 号様式）により報告した場合は、第 3 条第 6 項第 1 号の規定を適用しないことができる。

- 2 申請者は、前項の規定により第 3 条第 6 項第 1 号の規定の適用を受けないで第 20 条の規定による補助金の請求を行った場合、国税庁が定める確定申告の申告期限後すみやかに市長に消費税仕入税額控除報告書（第 23 号様式）を提出し、消費税額控除に係る確定申告の内容を報告しなければならない。
- 3 申請者は、第 1 項の規定による報告に係る消費税額について消費税額控除を受けること又は受けたことが発覚した場合には、すみやかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助金の経理）

第 25 条 申請者は、事業等に係る経理を明らかにした帳簿を作成し、当該事業等が完了した日から 10 年間保存しなければならない。

（権利譲渡の禁止）

第 26 条 申請者は、補助金の交付を受ける権利及び全体設計承認に係る権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第 27 条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項が生じた場合には、市長が別

に定めるものとする。

2 要安全確認計画記載建築物に該当する場合において、耐震判定委員会等の耐震診断の結果の妥当性についての評価を取得する費用等により、申請者に多大な自己負担が生じる可能性があるため、平成 25 年国土交通省告示第 1060 号中「市町村長が特別の事情があると認める耐震診断の実施に要する費用の額」として、補助対象床面積に応じて算出した第 3 条第 1 項で定める補助金の額から次表の金額を引いて得た額を規定する。

補助対象床面積：a(m <sup>2</sup> )	建築物の耐震診断の実施に要する標準的な費用(円)
a < 1,000	3,570 × a
1,000 ≤ a	2,550,000 + 1,020 × a

附則（平成 30 年 4 月 1 日 建建防第 4091 号）

（施行期日）

第 1 条 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（横浜市耐震診断義務付け対象建築物耐震改修等事業費補助金交付要領の廃止）

第 2 条 横浜市耐震診断義務付け対象建築物耐震改修等事業費補助金交付要領（平成 25 年 11 月 25 日建企第 2235 号）は、この要領の施行を以て廃止する。

（横浜市特定建築物耐震改修等事業費補助金交付要領の廃止）

第 3 条 横浜市特定建築物耐震改修等事業費補助金交付要領（平成 18 年 3 月 8 日まち建指第 10497 号）は、この要領の施行を以て廃止する。

（経過措置）

第 4 条 この要領の施行前に横浜市耐震診断義務付け対象建築物耐震改修等事業費補助金交付要領又は横浜市特定建築物耐震改修等事業費補助金交付要領の規定によって実施した事業等その他の行為であって、この要領に相当の規定があるものは、この要領の施行を以て当該規定によってしたものとみなす。

2 この要領の施行前に横浜市耐震診断義務付け対象建築物耐震改修等事業費補助金交付要領又は横浜市特定建築物耐震改修等事業費補助金交付要領の規定によって補助金の額の確定の通知を受けた申請者が、この要領の施行までに補助金の請求を行っていない場合には、前項の規定にかかわらず従前の要領の規定によって補助金の請求を行うものとする。

附則（平成 31 年 4 月 1 日 建建防第 5317 号）

（施行期日）

第 1 条 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この要領の施行前に改正前の横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領の規定によって補助金の額の確定の通知を受けた申請者が、この要領の施行までに補助金の請求を行っていない

ない場合には、従前の例により補助金の請求を行うものとする。

附則（令和元年 10 月 1 日 建建防第 2145 号）

（施行期日）

第 1 条 この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この要領の施行までに、本要領第 5 条第 1 項の規定に基づく補助金交付決定を受けた申請者は、従前の要領に基づく様式を用いることができる。

附則（令和 2 年 4 月 1 日 建建防第 4519 号）

（施行期日）

第 1 条 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 前条の施行日の前日までに施行されていたこの要領第 5 条第 1 項の規定による補助金交付決定通知書の交付又は第 7 条第 1 項の規定による全体設計承認通知書の交付を受けた申請者が、前条の施行日以後のこの要領（この条において以下「改正後要領」という。）第 4 条第 1 項の規定による補助金交付申請書の提出又は第 11 条第 1 項の規定による事業内容変更申請書の提出を行う場合は、改正後要領第 3 条の規定は適用せず、当該決定通知書の交付を受けた当時に施行されていたこの要領（この条において以下「改正前要領」という。）第 3 条の規定を適用する。

2 前項の規定により改正前要領第 3 条の規定の適用を受けて次号に掲げる書類の提出を行う場合は、改正後要領第 4 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる様式を用いることとする。

（1） 改正後要領第 4 条第 1 項の規定による補助金交付申請書 改正前要領第 1 号様式

（2） 改正後要領第 4 条第 1 項の規定による補助金交付申請書 改正前要領第 10 号様式

別 記

書 類	様 式
補助金交付申請書	第 1 号様式
補助金交付決定通知書	第 2 号様式
補助金不交付決定通知書	第 3 号様式
全体設計承認申請書	第 4 号様式
全体設計承認・不承認通知書	第 5 号様式
着手届	第 6 号様式
工事監理（施工）状況報告書	第 7 号様式
完了検査申請書	第 8 号様式
完了検査済証	第 9 号様式
事業内容変更申請書	第 10 号様式
補助金交付変更決定通知書	第 11 号様式
事業内容変更報告書	第 12 号様式
全体設計変更承認通知書	第 13 号様式
交付決定事業取下申請書	第 14 号様式
補助金交付決定取消通知書	第 15 号様式
全体設計承認事業取下届	第 16 号様式
完了実績報告書	第 17 号様式
補助金額確定通知書	第 18 号様式
補助金交付請求書	第 19 号様式
全体設計承認取消通知書	第 20 号様式
補助金返還命令書	第 21 号様式
消費税仕入税額控除確認書	第 22 号様式
消費税仕入税額控除報告書	第 23 号様式

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業  
補助金交付申請書

横浜市 長

申請者 氏  
住所

氏名 印  
電話

年度横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第4条第1項の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

1 建築物名称

2 事業内容（該当に○をつける）

耐震診断	第1回 段階改修
改修設計	第2回 段階改修
耐震改修	除却

第1号様式の2（第4条第1項）

3 補助対象建築物の概要

建築物の名称								
所在地（地番表示）		区						
延べ面積		m <sup>2</sup>	補助対象床面積			m <sup>2</sup>		
建築面積		m <sup>2</sup>	階数		地上	階	地下	階
構造種別		RC ・ SRC ・ S ・ W 造						
用途								
建築確認 履歴	当初	建築確認	年 月 日 第 号					
		検査済証	年 月 日 交付					
	最終	建築確認	年 月 日 第 号					
		検査済証	年 月 日 交付					
該当する建築物の種類 (該当する項目に○)		A. 要緊急安全確認大規模建築物						
		B. 要安全確認計画記載建築物						
		C. 多数利用建築物						
		D. 重要道路沿道建築物						
当該敷地が接する 前面道路の路線名		(上の建築物の種類が B・D の場合に記入)						

4 完了予定日及び交付申請額

完了予定日	年 月 日
交付申請額	円
交付申請額の算出方法及び経費	様式1別紙1～別紙5のうち、該当する事業の様式のとおり
消費税の取扱い	消費税を補助対象事業費に 含む ・ 含まない ※含む場合は第22号様式を提出

第1号様式の3（第4条第2項）

5 提出書類等チェックリスト

下表のうち、該当する事業の○がついている書類を添付し、申請者記入欄に「✓」印を記入して下さい。  
 （該当しない場合は「/」印を記入して下さい。）

提出書類	耐震診断	改修設計	耐震改修	段階改修	除却	申請者記入欄	横浜市確認欄
1 現状の建築物の外観が2面以上確認できる書類	○	○	○	○	○		
2 事業の対象となる部分を表示した図面	/	/	/	○	/		
3 案内図、配置図、平面図、立面図、構造図等	○	○	○	○	○		
4 当該建築物の高さと当該部分から前面道路の境界線及び前面道路の幅員がわかる図面（要緊急安全確認大規模建築物及び多数利用建築物の場合は不要）	○	○	○	○	○		
5 建築物の所有権を証する書面 （申請を行う3箇月以内に発行したもの）	○	○	○	○	○		
6 申請者以外の当該建築物の所有権を有する全ての者が当該事業に申請することに同意を得たことを証する書面又は区分所有者による総会の議決書	○	○	○	○	○		
7 申請を行う事業の見積書又は入札の結果が分かる書類の写し（3者以上）	○	○	○	○	○		
8 耐震改修促進法施行規則第5条第1項に規定する耐震診断資格者であることが判断できるもの。	○	○	/	/	/		
9 耐震診断の結果が確認できる書類の写し （耐震診断義務付け建築物の場合は不要）	/	○	○	○	○		
10 建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録通知書の写し	○	○	○	○	/		
11 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業許可証の写し	/	/	○	○	○		
12 市内事業者の本市有資格者名簿又は法人登記簿の写し	/	/	/	/	○		
13 当該改修工事に係る改修設計の耐震判定委員会等による評価書、当該耐震改修工事に係る認定通知書、全体計画の認定書又は建築確認済書の写し	/	/	○	○	/		
14 当該耐震改修の内容が確認できる書類	/	/	○	○	/		
15 消費税仕入税額控除確認書	消費税控除の申告を行わず、消費税を補助対象とする場合						
16 その他市長が必要と認める書類	市から要求のある場合						
<b>確認事項</b>							横浜市確認欄
第1次緊急輸送道路のうち県域を超える重要路線の沿道建築物に該当							
第1次緊急輸送道路のうち県域を超える重要路線以外の路線の沿道建築物に該当							

(耐震診断)

1 交付申請額の算出方法及び経費の配分

項目	算定方法	金額	
全体事業費	事業者の全体見積金額	円	
補助基本額	補助対象事業費(注1)参照	円	
	(ア) 通常の耐震診断に要する費用	円	
	(注2)参照	補助対象床面積	m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup> ×3,670円/m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup> ×1,570円/m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup> ×1,050円/m <sup>2</sup>	
	(イ) 面積限度額(合計)	円	
	(ウ) ⇒ (ア)、(イ)の低い金額	円	
	(エ) 通常の耐震診断に要する費用以外の費用	円	
(オ) ⇒ (エ)と1,570,000円の低い金額	円		
(カ) ⇒ (ウ)、(オ)の合計金額	円		
交付申請額(注3)			
(建築物の種類がA又はBの場合)	補助基本額×5/6	円	
(建築物の種類がC又はDの場合)	(カ) 補助基本額×2/3	円	
	(キ) 限度額	3,600,000円	
	(ク) ⇒ (カ)、(キ)の低い金額	円	



(注1) 補助対象事業費は、補助対象外となる事業費等を除いた額とすること。

(注2) 面積限度額は、面積1,000m<sup>2</sup>以内の部分は3,670円/m<sup>2</sup>以内、面積1,000m<sup>2</sup>を超えて2,000m<sup>2</sup>以内の部分は1,570円/m<sup>2</sup>以内、面積2,000m<sup>2</sup>を超える部分は1,050円/m<sup>2</sup>以内とすること。

(例) 補助対象床面積2,500m<sup>2</sup>の場合

1,000m<sup>2</sup>×3,670円/m<sup>2</sup>=3,670,000円

1,000m<sup>2</sup>×1,570円/m<sup>2</sup>=1,570,000円

500m<sup>2</sup>×1,050円/m<sup>2</sup>=525,000円                      合計5,765,000円

(注3) 交付申請額は、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

2 年度別事業費内訳 (※複数年度事業の場合記入) (単位:円)

	年度	年度	年度	合計
全体事業費				
補助対象事業費				
補助基本額				
交付申請額				
出来高				



(改修設計)

1 交付申請額の算出方法及び経費の配分

項目	算定方法	金額
全体事業費	事業者の全体見積金額	円
補助基本額	補助対象事業費(注1)	円
交付申請額の限度の算定	(ア) 補助基本額×2/3	円
	(イ) 限度額(注2)	円
交付申請額	(ア)、(イ)の低い金額(注3)	円

(注1) 補助対象事業費は、補助対象外となる事業費等を除いた額とすること。

(注2) 限度額は、木造建築物の場合は20万円、それ以外は360万円を記載すること。

(注3) 交付申請額は、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

2 年度別事業費内訳 (※複数年度事業の場合記入) (単位:円)

	年度	年度	年度	合計
全体事業費				
補助対象事業費				
補助基本額				
交付申請額				
出来高				

(耐震改修)

1 交付申請額の算出方法及び経費の配分

項目	算定方法	金額	
		工事監理	耐震改修工事
全体事業費	事業者の全体見積金額	円	円
補助基本額	(ア) 補助対象事業費 (注1)	円	円
	事業費限度額 (注2)	補助対象床面積	m <sup>2</sup>
		(イ) 合計	円
	(ア)、(イ) の低い金額	円	円
交付申請額の限度の算定	(ウ) 工事監理、耐震改修工事の算定(1,000円未満切り捨て)	補助基本額×2/3 円	(注3) 円
	(エ) ⇒ (ウ) 欄の合計		円
	(オ) 補助限度額 (注4)		円
交付申請額	(エ)、(オ) の低い金額	(工事監理 円 耐震改修工事 円)	円

(注1) 補助対象事業費は、補助対象外となる事業費等を除いた額とすること。

(注2) 事業費限度額は、下表のうち該当するものを記載すること。

建築物分類	事業費限度額(円)	
	一般的な工法の場合	免震工法等特殊な工法の場合
木造建築物	2,700,000	
住宅	34,100×a	
マンション	50,200 (又は 55,200*) ×a	83,800×a
非住宅建築物	51,200 (又は 56,300*) ×a	83,800×a

この表において、aは補助対象床面積を表す。(単位 m<sup>2</sup>)  
 ※の金額は構造耐震指標 I<sub>s</sub> 値が 0.3 未満の建築物の場合を表す。

(注3) (1) 要緊急安全確認大規模建築物又は多数利用建築物 補助基本額×1/3

(2) 要安全確認計画記載建築物又は重要道路沿道建築物 補助基本額×2/3

(注4) 補助限度額は、下表の該当金額を記載すること。

補助対象床面積	補助限度額
5,000 m <sup>2</sup> 未満	20,000,000 円
5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	35,000,000 円
10,000 m <sup>2</sup> 以上	50,000,000 円

2 年度別事業費内訳 (※複数年度事業の場合記入) (単位:円)

	年度	年度	年度	合計
全体事業費				
補助対象事業費				
補助基本額				
交付申請額				
出来高				

(段階改修)

1 交付申請額の算出方法及び経費の配分

項目	算定方法	金額	
		工事監理	耐震改修工事
全体事業費	事業者の全体見積金額	円	円
補助基本額	(ア) 補助対象事業費 (注1)	円	円
	事業費限度額 (イ) 合計	補助対象床面積	m <sup>2</sup>
		事業費限度額 (注2)	
	(ア)、(イ) の低い金額	円	円
交付申請額の限度の算定	(ウ) 工事監理、耐震改修工事の算定(1,000円未満切捨て)	補助基本額×2/3 円	(注3) 円
	(エ) ⇒ (ウ) 欄の合計		円
	第1回で交付された補助額		
交付申請額	(オ) 補助限度額 (注4)		円
	(エ)、(オ) の低い金額	(工事監理 円 耐震改修工事 円)	円

(注1) 補助対象事業費は、補助対象外となる事業費等を除いた額とすること。

(注2) 事業費限度額は、下表のうち該当するものを記載すること。

建築物分類	事業費限度額(円)				左の額から第1回改修費又は事業費限度額の低い方を差し引いた額
	第1回		第2回		
	一般的な工法の場合	免震工法等 特殊な工法の場合	一般的な工法の場合	免震工法等 特殊な工法の場合	
木造建築物	1,350,000		2,700,000		
住宅	17,050×a		34,100×a		
マンション	25,100×a	41,900×a	50,200×a	83,800×a	
非住宅建築物	25,600×a	41,900×a	51,200×a	83,800×a	
この表において、aは補助対象床面積を表す。(単位 m <sup>2</sup> )					

(注3) (1) 要緊急安全確認大規模建築物又は多数利用建築物 補助基本額×1/3

(2) 要安全確認計画記載建築物又は重要道路沿道建築物 補助基本額×2/3

(注4) 補助限度額は、下表の該当金額を記載すること。

補助対象床面積	補助限度額(円)		左の額から第1回改修費補助事業で交付された補助額を差し引いた額
	第1回	第2回	
5,000 m <sup>2</sup> 未満	10,000,000	20,000,000	
5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	17,500,000	35,000,000	
10,000 m <sup>2</sup> 以上	25,000,000	50,000,000	

2 年度別事業費内訳 (※複数年度事業の場合記入) (単位:円)

	年度	年度	年度	合計
全体事業費				
補助対象事業費				
補助基本額				
交付申請額				
出来高				

(除却)

1 交付申請額の算出方法及び経費の配分

項目	算定方法	金額
全体事業費	事業者の全体見積金額	円
補助基本額	(ア) 補助対象事業費 (注1)	円
	(エ) 補助対象床面積	m <sup>2</sup>
	(イ) 木造建築物の部分	m <sup>2</sup> × 13,500 円/m <sup>2</sup>
	(ウ) 非木造建築物の部分	m <sup>2</sup> × 29,000 円/m <sup>2</sup>
	(イ) 又は (ウ) の該当する金額	円
	(ア)、(エ) の低い金額	円
交付申請額の 限度の算定	(オ) 補助基本額 × 2/3	円
	(カ) 限度額 (注2)	円
交付申請額	(オ)、(カ) の低い金額 (注3)	円

(注1) 補助対象事業費は、補助対象外となる事業費等を除いた額とすること。

(注2) 補助限度額は、下表の該当金額を記載すること。

補助対象床面積	補助限度額 (単位 円)
2,500 m <sup>2</sup> 未満	10,000,000
2,500 m <sup>2</sup> 以上	20,000,000

(注3) 交付申請額は、1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

2 年度別事業費内訳 (※複数年度事業の場合記入) (単位:円)

	年度	年度	年度	合計
全体事業費				
補助対象事業費				
補助基本額				
交付申請額				
出来高				

様

横浜市長

印

## 年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業 補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました横浜市特定建築物耐震改修等補助事業の補助金について、横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第5条第1項の規定により、次のとおり交付が決定したので通知します。

1 補助金交付決定額 円

2 交付決定の内容

- （1） 建築物の名称
- （2） 建築物の所在地
- （3） 事業内容
- （4） この事業の対象となる建築物の概要は交付申請書記載のとおりとします。

3 事業の完了期日 年 月 日

4 交付条件

- （1） 申請者は、事業等の内容を変更するときは、速やかに変更内容を市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- （2） 申請者は、事業等を取り下げようとするときは、速やかに交付決定事業取下げ申請書を市長に提出しなければならない。
- （3） 申請者は、補助金交付決定通知に付された期日までに事業等が完了しないと予想される場合には、速やかに事業内容変更報告書等により市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- （4） 申請者は、市の補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業等の完了した日から10年間保存しなければならない。

様

横浜市長

印

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業  
補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました横浜市特定建築物耐震改修等補助事業の補助金について、横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第5条第2項の規定により、次のとおり交付しないことを決定したので通知します。

1 不交付決定の内容

- (1) 建築物の名称
- (2) 建築物の所在地
- (3) 事業内容

2 不交付決定の理由

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業  
全体設計承認申請書

横浜市長

申請者 印

住所

氏名

印

電話

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第6条第1項の規定に基づき、全体設計の承認を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 建築物の名称

2 事業内容（該当に○をつける）

耐震診断	第1回 段階改修
改修設計	第2回 段階改修
耐震改修	除却

3 建築物及び敷地に関する事項等

別紙1のとおり

4 事業全体の資金計画

別紙2のとおり

5 事業工程

別紙3のとおり

第4号様式の2（第6条第2項）

6 提出書類等チェックリスト

下表のうち、該当する事業の○がついている書類を添付し、申請者記入欄に「✓」印を記入して下さい。  
 （該当しない場合は「/」印を記入して下さい。）

提出書類	耐震診断	改修設計	耐震改修	段階改修	除却	申請者記入欄	横浜市確認欄
1 現状の建築物の外観が2面以上確認できる書類	○	○	○	○	○		
2 事業の対象となる部分を表示した図面	/	/	/	○	/		
3 案内図、配置図、平面図、立面図、構造図等	○	○	○	○	○		
4 当該建築物の高さと当該部分から前面道路の境界線及び前面道路の幅員がわかる図面（要緊急安全確認大規模建築物及び多数利用建築物の場合は不要）	○	○	○	○	○		
5 建築物の所有権を証する書面 （申請を行う3箇月以内に発行したもの）	○	○	○	○	○		
6 申請者以外の当該建築物の所有権を有する全ての者が当該事業に申請することに同意を得たことを証する書面又は区分所有者による総会の議決書	○	○	○	○	○		
7 申請を行う事業の見積書又は入札の結果が分かる書類の写し（3者以上）	○	○	○	○	○		
8 耐震改修促進法施行規則第5条第1項に規定する耐震診断資格者であることが判断できるもの。	○	○	/	/	/		
9 耐震診断の結果が確認できる書類の写し （耐震診断義務付け建築物の場合は不要）	/	○	○	○	○		
10 建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録通知書の写し	○	○	○	○	/		
11 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業許可証の写し	/	/	○	○	○		
12 市内事業者の本市有資格者名簿又は法人登記簿の写し	/	/	/	/	○		
13 当該改修工事に係る改修設計の耐震判定委員会等による評価書、当該耐震改修工事に係る認定通知書、全体計画の認定書又は建築確認済書の写し	/	/	○	○	/		
14 当該耐震改修の内容が確認できる書類	/	/	○	○	/		
15 消費税仕入税額控除確認書	消費税控除の申告を行わず、消費税を補助対象とする場合						
16 その他市長が必要と認める書類	市から要求のある場合						
確認事項							横浜市確認欄
第1次緊急輸送道路のうち県域を超える重要路線の沿道建築物に該当							
第1次緊急輸送道路のうち県域を超える重要路線以外の路線の沿道建築物に該当							



第4号様式 別紙1

建築物及び敷地に関する事項等

建築物の名称							
所在地（地番表示）		区					
延べ面積		m <sup>2</sup>	補助対象床面積			m <sup>2</sup>	
建築面積		m <sup>2</sup>	階数	地上	階	地下	階
構造種別		RC ・ SRC ・ S ・ W 造					
用途							
建築確認 履歴	当初	建築確認	年 月 日 第 号				
		検査済証	年 月 日 交付				
	最終	建築確認	年 月 日 第 号				
		検査済証	年 月 日 交付				
該当する建築物の種類 (該当する項目に○)			A. 要緊急安全確認大規模建築物				
			B. 要安全確認計画記載建築物				
			C. 多数利用建築物				
			D. 重要道路沿道建築物				
当該敷地が接する 前面道路の路線名		(上の建築物の種類がB・Dの場合に記入)					

第4号様式 別紙2

事業全体の資金計画

(単位：円)

項 目		全体計画	初年度	次年度	3年目以降	備 考
支 出	① 耐震診断費					
	② 改修設計費					
	③ 耐震改修工事費					
	④ 工事監理費					
	⑤ 除却費					
	⑥ 消費税					
	⑦ その他					
	⑧ 合計 (①～⑦)					
収 入	⑨ 横浜市補助金					
	⑩ 耐震対策緊急 促進事業補助金					
	⑪ 合計 (⑨～⑩)					
自己負担金 (⑧－⑪)						

(注1) 耐震改修又は段階改修については、耐震改修工事費及び工事監理費の支出項目をそれぞれ記入すること。

(注2) 段階改修の場合は、当該事業の(1回に要する)資金計画のみを記入すること。



様

横浜市長

印

## 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業 全体設計承認・不承認通知書

年 月 日付けで提出のありました全体設計承認申請書につきましては、横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第7条第1項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 建築物の名称

2 建築物の所在地

3 事業内容

4 審査結果 承認 / 不承認

5 承認の場合の承認条件

- 申請者は、事業等の内容を変更するときは、速やかに変更内容を市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 申請者は、事業等を取り下げようとするときは、速やかに全体設計承認事業取下届を市長に提出しなければならない。
- この承認を受けた事業の耐震改修等に係る費用について、第4条第1項の規定により、申請を行う年度の出来高（当該年度の前年度以前に補助金の額の確定を受けている出来高を除く。）に応じて補助金の交付の申請を行わなければならない。ただし、事業を実施する初年度以降に申請をする場合は、当該年度の初日（年度の初日に国及び市の当該年度予算が成立していない場合には、当該予算の成立日）に行わなければならない。

## 年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業 着 手 届

横浜市長

申請者 印

住所

氏名

印

電話

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第8条第1項の規定により、次のとおり着手した旨を届け出ます。

1 補助金交付決定番号（変更を受けている場合は、最後の通知番号）

年 月 日付け 第 号

2 全体設計承認番号（複数年度に渡る事業の場合に記入。変更を受けている場合は、最後の通知番号）

年 月 日付け 第 号

3 建築物の名称

4 事業内容

耐震診断	第1回 段階改修
改修設計	第2回 段階改修
耐震改修	除却

5 契約日及び工期

(1) 契約年月日 年 月 日

(2) 着手年月日 年 月 日

(3) 完了予定日 年 月 日

(4) 完了予定日（最終年度） 年 月 日（複数年度に渡る事業の場合に記入。）

6 添付書類

- ・請負契約書の写し
- ・工程表（耐震改修、段階改修又は除却の場合は実施工程表）
- ・連絡先リスト（当事業における耐震診断、改修設計、耐震改修、段階改修、工事監理又は除却を行う事業者の担当者の連絡先をまとめたもの）

### 工事監理（施工）状況報告書

提出日	年 月 日	
建築物の名称		
建築物の所在地	横浜市 区	
申請者	住所	
	氏名	
報告者 (原則、工事監理者)	住所	
	氏名 <span style="float: right;">印</span>	
	電話 ( )	
交付決定又は 全体設計承認 年月日及び番号	年 月 日 第 号 (変更を受けている場合は、最後の通知番号)	
構造・階数	RC・SRC・S・W造 地上 階 地下 階	
今回の検査工程		
報 告  内 容	建	<input type="checkbox"/> 設計図書のとおり実施されていることを確認しました。
	築	<input type="checkbox"/> 不具合がありましたので、下記のとおり是正しました。
	消	<input type="checkbox"/> 該当項目なし。
	防	<input type="checkbox"/> 下記の項目について確認しました。

市担当者	コメント欄	(検査実施日 年 月 日)		
受 理 欄	決 裁 欄	課 長	係 長	担 当

(A4)

- ※ 報告書には、以下を添付してください。
- ・ 検査を行う箇所が分かる図面
  - ・ 工事監理（施工）状況チェックシート

- ※ 下記の資料を提示等していただく場合があります。
- コンクリート、鋼材、その他材料の品質、強度等の品質証明書及び材料試験の成績表、施工写真等

工事監理（施工）状況報告書

提出日	年 月 日	
建築物の名称		
建築物の所在地	横浜市 区	
申請者	住所	
	氏名	
報告者 (原則、工事監理者)	住所	
	氏名	印
	電話 ( )	
交付決定又は 全体設計承認 年月日及び番号	年 月 日 第 号 (変更を受けている場合は、最後の通知番号)	
構造・階数	RC・SRC・S・W造 地上 階 地下 階	
今回の検査工程		
報告 内容	建 築	<input type="checkbox"/> 設計図書のとおり実施されていることを確認しました。
		<input type="checkbox"/> 不具合がありましたので、下記のとおり是正しました。
	消 防	<input type="checkbox"/> 該当項目なし。
		<input type="checkbox"/> 下記の項目について確認しました。

受付欄	指摘事項	指摘内容
	有 ・ 無  検査実施日 年 月 日	

(A4)

- ※ 報告書には、以下を添付してください。
  - ・ 検査を行う箇所が分かる図面
  - ・ 工事監理（施工）状況チェックシート

- ※ 下記の資料を提示等していただく場合があります。
  - コンクリート、鋼材、その他材料の品質、強度等の品質証明書及び材料試験の成績表、施工写真等

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業  
完了検査申請書

横浜市長

申請者 〒  
住所

氏名 印  
電話

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第10条第1項の規定により、完了検査を受けたいので次のとおり申請します。

- 1 補助金交付決定番号（変更を受けている場合は、最後の通知番号）  
年 月 日付け 第 号
- 2 建築物の名称
- 3 建築物の所在地
- 4 検査予定日 年 月 日



様

横浜市長

印

## 年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業

### 完了検査済証

年 月 日付けで完了検査申請のありました以下の事業について、検査の結果、工事が適切に完了していると認められるため、横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第10条第5項の規定により、完了検査済証を交付します。

1 建築物の名称

2 建築物の所在地

3 事業内容

4 完了検査年月日 年 月 日

## 年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業 事業内容変更申請書

横浜市長

申請者 氏名  
住所  
氏名 印  
電話

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第 11 条第 1 項の規定による変更の交付又は同要領第 12 条第 1 項の規定による変更の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 補助金交付決定番号又は全体設計承認番号（変更を受けている場合は、最後の通知番号）  
年 月 日付け 第 号

2 建築物の名称

3 事業内容

耐震診断	第 1 回 段階改修
改修設計	第 2 回 段階改修
耐震改修	除却

4 変更内容

5 変更理由

6 補助金交付申請（予定）変更額（変更のない場合は記入を省略）

交付変更申請（予定変更）額	交付決定（予定）額	差額増△減額
円	円	円

7 事業の完了予定日 年 月 日

8 添付書類等

- ・当該事業の変更に係る部分の書類
- ・その他市長が必要と認めるもの

（注） 事業内容変更申請書の補助金額の算出方法等は、第 1 号様式又は第 4 号様式の別紙を準用する。  
なお、添付図面等は変更に係る部分のみを添付し、変更前後の内容を朱書き等で明記する。

様

横浜市長

印

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業  
補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで事業内容変更申請のありました補助事業について、横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第 11 条第 2 項の規定により、当該変更決定の内容を次のとおり通知します。

1 変更後の交付決定内容

(1) 補助金交付変更決定額

交付変更決定額	交付決定額	差額増△減額
円	円	円

(2) 建築物の名称

(3) 建築物の所在地

(4) 事業内容

2 事業の完了期日

年 月 日

3 補助金交付決定番号

年 月 日付け 第 号

## 年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業 事業内容変更報告書

横浜市長

申請者 千  
住所  
氏名 印  
電話

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第 11 条第 3 項又は同要領第 12 条第 3 項の規定により、事業等の内容が変更される旨、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 補助金交付決定番号又は全体設計承認番号（変更を受けている場合は、最後の通知番号）  
年 月 日付け 第 号

2 建築物の名称

3 事業内容

耐震診断	第 1 回 段階改修
改修設計	第 2 回 段階改修
耐震改修	除却

4 変更内容

5 変更理由

6 事業の完了予定日 年 月 日

7 添付書類等

- ・当該事業の変更に係る部分が確認できる書類
- ・その他市長が必要と認めるもの

（注）添付図面等は変更に係る部分のみを添付し、変更前後の内容を朱書き等で明記する。

様

横浜市長

印

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業  
全体設計変更承認通知書

年 月 日付けで事業内容変更申請のありました事業について、横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第 12 条第 2 項の規定により、当該変更承認の内容を次のとおり通知します。

1 変更後の全体設計承認内容

(1) 補助金交付変更予定額

交付変更予定額	当初予定額	差額増△減額
円	円	円

(2) 建築物の名称

(3) 建築物の所在地

(4) 事業内容

2 事業の完了期日

年 月 日

3 全体設計承認番号（当初）

年 月 日付け 第 号

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業  
交付決定事業取下申請書

横浜市長

申請者 氏  
住所

氏名 印  
電話

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり当該事業を取り下げたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付決定番号（変更を受けている場合は、最後の通知番号）  
年 月 日付け 第 号

2 建築物の名称

3 事業内容

耐震診断	第 1 回 段階改修
改修設計	第 2 回 段階改修
耐震改修	除却

4 取下げの理由

5 取下げする事業等に係る補助金受入れ状況  
別表のとおり

6 添付書類  
補助金交付決定通知書の写し

第 14 号様式 別表

1 取下げに係る事業の内容及び補助金受入れ調書

(単位：円)

		種 別		合 計 額	備 考
補助対象事業費	当初額				
	取下げ額				
補助率					
補助金	交付決定額				
	受入れ済額				
	取下げ額				

(注1) 種別は、耐震診断、改修設計、耐震改修工事、工事監理、除却のうち該当するもの記載すること。

(注2) 耐震改修又は段階改修の事業等については、耐震改修工事費及び工事監理費の受入れ調書をそれぞれ記入すること。

様

横浜市長 印

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業  
補助金交付決定取消通知書

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第 13 条第 2 項又は同要領第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり通知します。

1 補助金交付決定の取消し

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知した事業の補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消します。

2 建築物の名称

3 事業内容

4 補助金交付決定額 円

5 補助金交付決定取消額 円

6 取消しの理由



年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業  
全体設計承認事業取下届

横浜市長

届出者 (申請者) 〒  
住所

氏名 印  
電話

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第 13 条第 3 項の規定により、次のとおり当該事業を取り下げたいので、関係書類を添えて届け出ます。

1 全体設計承認番号 (変更を受けている場合は、最後の通知番号)  
年 月 日付け 第 号

2 建築物の名称

3 事業内容

耐震診断	第 1 回 段階改修
改修設計	第 2 回 段階改修
耐震改修	除却

4 取下げの理由

5 取下げする事業等に係る補助金受入れ状況  
別表のとおり

6 添付書類  
・全体設計承認・不承認通知書の写し

第 16 号様式 別表

1 取下げに係る事業等の内容及び補助金受入れ調書

(単位：円)

		種 別		合 計 額	備 考
補助対象事業費	当初額				
	取下げ額				
補助率					
補助金	交付決定額				
	受入れ済額				
	取下げ額				

(注 1) 種別は、耐震診断、改修設計、耐震改修工事、工事監理、除却のうち該当するもの記載すること。

(注 2) 耐震改修又は段階改修の事業については、耐震改修工事費及び工事監理費の受入れ調書をそれぞれ記入すること。

# 年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業 完了実績報告書

横浜市長

申請者 氏  
住所

氏名 印  
電話

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第 17 条第 1 項の規定により、事業等が完了した旨、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 補助金交付決定番号 (変更を受けている場合は、最後の通知番号)

年 月 日付け 第 号

2 建築物の名称

3 事業内容

耐震診断	第 1 回 段階改修
改修設計	第 2 回 段階改修
耐震改修	除却

4 補助金の交付決定額及び精算額

交付決定額 円

交付金精算額 円

5 添付書類

- 事業等の実施内容が確認できる書類 (図面、構造計算書、写真等)
- 領収書又は支出を証する書類写し。ただし、支払が終了していない場合は、請求書の写しを提出し、支払後に速やかに領収書を提出するものとする。
- その他市長が必要と認める書類

第 17 号様式の 2 (第 17 条第 1 項)

6 支払内訳書

区 分		契 約	請負業者名	支 払	備 考
建築物名称	種別				
		年 月 日 円		年 月 日 円	
		年 月 日 円		年 月 日 円	
合 計		円		円	

(注 1) 種別は、耐震診断、改修設計、耐震改修工事、工事監理、除却のうち該当するものを記載すること。支払が未完了の場合、支払日は支払予定日を記載すること。

(注 2) 耐震改修又は段階改修の事業については、耐震改修工事費及び工事監理費の支払内訳書をそれぞれ記入すること。

7 補助金受入調書

補助金交付決定額		補 助 金 受 入			
年月日	金 額 (円)	年月日	金 額 (円)	累 計 (円)	適 用
計					

(注) 補助金の受入日は予定日を記載すること。

8 事業等の成果

事業内容	事業量		実施期間		備 考
	計 画	完 了	着手年月日	完了年月日	

(注) 事業内容には、耐震診断、改修設計、耐震改修、第 1 回段階改修、第 2 回段階改修、除却のうち該当するものを記載すること。

様

横浜市長

印

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業  
補助金額確定通知書

年 月 日付けで完了の実績が報告された事業等について、横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第 18 条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

1 補助金交付決定番号（変更を受けている場合は、最後の通知番号）

年 月 日付け 第 号

2 補助金額の確定

（1）確定補助金額	円
（2）補助金交付決定額	円
（3）交付済補助金額	円
（4）返還すべき金額	円

3 事業内容等

- （1）建築物の名称  
（2）事業内容

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業

補助金交付請求書

横浜市長

申請者 氏

住所

(フリガナ)

氏名

印

電話

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第 20 条の規定により、次のとおり請求します。

補助金額確定 通知書番号	年 月 日付け 第 号
建築物の名称	

補助金請求額 <sup>※1</sup>							0	0	0	—
振込先金融機関	金融機関名	銀行 支店								
	口座番号 <sup>※2</sup>	普通・当座								
	フリガナ									
	口座名義人									

※1 補助金請求額記載後、金額の最初に¥を記載すること。

※2 ゆうちょ銀行の場合も支店名と口座番号による記載としてください。(記号は使用不可)  
(口座名義人が申請者と異なる場合は、以下に署名・押印してください。)

上記口座に補助金をお振り込みください。

申請者 住所

氏名 印

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業  
全体設計承認取消通知書

様

横浜市長 印

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

1 全体設計承認の取消し

年 月 日付け 第 号で全体設計承認通知した 費補助事業の全体設計の承認を取り消します。

2 建築物の名称

3 取消しの理由

様

横浜市長 印

年度 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業  
補助金返還命令書

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第 22 条の規定により、次のとおり、補助金を返還してください。

1 補助金交付決定番号 (変更を受けている場合は、最後の通知番号)

年 月 日付け 第 号

2 返還額 円

3 返還期日 年 月 日

4 返還命令の理由

5 事業内容等

(1) 建築物の名称

(2) 事業内容



## 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業 消費税仕入税額控除確認書

横浜市長

申請者等 千  
住所

氏名 印  
電話

以下の事業の事業費に係る消費税額については、消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を行いませんので、横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第 24 条第 1 項の規定に基づき、当該事業の補助金額を算出する際の事業費に消費税額及び地方消費税額を含めて補助金の交付を申請します。

なお、事業の完了までにこの確認書の内容が変更され、以下の理由に該当しなくなった場合は、速やかに市長に報告し、この確認書を取り下げ、補助金の交付が完了している場合は、消費税額及び地方消費税額に係る補助金相当額を返還します。

また、市長から課税売上高等について報告を求められた場合においては、速やかに報告を行います。

1 建築物の名称

2 事業内容（該当に○をつける）

耐震診断	第 1 回 段階改修
改修設計	第 2 回 段階改修
耐震改修	除却

3 所有者の負担割合（所有者が複数の場合）  
別紙による

4 消費税額の控除を受けない理由

以下の理由より、該当する項目を選択すること。

消費税法における納税義務者でない。

消費税法第 9 条第 1 項の納付義務の免除者であり、かつ、同法第 9 条第 4 項に基づき、同法第 9 条第 1 項の規定を受けない旨の届出書を提出していない。

消費税法第 37 条第 1 項に規定する届出書を提出した事業者である。

前 3 項目に該当しないが、事業費に係る消費税額及び地方消費税額については、控除対象に含めない。

第 22 号様式 別 紙

所有者等の負担金割合一覧表

所有者等氏名	負担金額 (単位 円)	負担割合 (単位 %)
計		

## 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業 消費税仕入税額控除報告書

横浜市長

報告者 (申請者等) 〒

住所

氏名

印

電話

横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領第 24 条第 2 項の規定に基づき、以下の物件に関する本事業の事業費に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。なお補助金返還額が生じる場合は、市長の指示に従い、速やかに返還します。

1 補助金額確定番号

年 月 日付け 第 号

2 建築物の名称

3 事業内容 (該当に○をつける)

耐震診断	第 1 回 段階改修
改修設計	第 2 回 段階改修
耐震改修	除却

4 補助金の額の確定額 円

5 消費税の確定申告の有無 (該当するものを選択) 【有 (一般課税)、有 (簡易課税)、無】

6 補助金返還相当額の算出 (5 で有 (一般課税) を選んだ場合に記入)

①補助金の額の確定時に補助対象外としていた消費税額 円

②消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 円

③補助金返還相当額 (②から①の額を差し引いた額) 円

7 所有者等の負担金割合一覧表 (消費税仕入税額控除確認書の別紙)

8 添付書類 (消費税の確定申告有りの場合)

- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
- ・控除対象仕入税額の計算表の写し (簡易課税の場合)
- ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し (一般課税の場合)

第 23 号様式 別 紙

所有者等の負担金割合一覧表

所有者等氏名	負担金額 (単位 円)	負担割合 (単位 %)
計		